

第10回 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議
議事録

日時

令和7年11月14日（金）10:00～12:00

場所

法務省地下1階大会議室

[出席委員]

高橋座長、市川委員、清田委員、黒谷委員、是川委員、佐久間委員、
末松委員（代理出席）、鈴木委員（代理出席）、富田委員、富高委員、花山委員、
堀内委員、山脇委員

（出入国在留管理庁）

内藤次長、加藤審議官、菱田政策課長、梅原特定技能・技能実習運用企画室長
（厚生労働省）

宮本統括官、蒔苗審議官、高松参事官（海外人材育成担当）、
前村外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室長、井上生活衛生調整企画官、
芦田福祉基盤課福祉人材確保対策室長、藤本生活衛生課課長補佐

（経済産業省）

荒川製造産業戦略企画室長

（農林水産省）

白須就農・女性課女性活躍推進室長、久保外食・食文化課長、
高嶋新事業・国際グループ課長補佐、野添食品製造課長

（水産庁）

今治水産業体質強化推進室長、久納加工流通課長

（林野庁）

鈴木木材産業課上席木材専門官、谷本経営課林業労働・経営対策室長

（国土交通省）

岡村国際市場課国際展開推進官、赤井船舶産業課課長補佐、中野技術企画課長、
坂崎航空ネットワーク企画課グランドハンドリング戦略企画調整官、
大岩安全政策課乗員政策室課長補佐、水野貨物流通事業課貨物流通経営戦略室長、
林自動車整備課整備事業指導官、二瓶旅客課参事官

（観光庁）

根来旅行振興参事官

（環境省）

相澤資源循環課長

（文部科学省）

石川日本語教育課課長補佐

(外国人技能実習機構)

根岸理事

1 開 会

○事務局 本日は御多忙のところ本会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日進行を担当いたします出入国在留管理庁政策課の青柳と申します。

本日の会議は、会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催しておりまして、鈴木委員、末松委員につきましては、オンラインで御参加いただいております。本日、山川座長代理は御欠席となります。

それでは、以降の進行は高橋座長にお願いいたします。

○高橋座長 皆さん、おはようございます。

第10回会議の議事を進行いたします。

2 議 事

(1) 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議の開催について (報告)

○高橋座長 まず初めに、議題1ですけれども、有識者会議に関する報告です。

資料については、資料の1-1から1-3となります。

それでは、事務局から報告をお願いします。

○菱田政策課長 おはようございます。出入国在留管理庁政策課長の菱田でございます。

まず、1ページの資料1-1を御覧ください。

11月4日に外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議が開催されました。この会議は、外国人の受入れ・秩序ある共生に係る施策の司令塔として、内閣官房長官を議長とし、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣及び法務大臣を副議長とした上で、これまであった外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議に改組されたものです。

これに伴い、3ページの資料1-2のとおり、有識者会議の設置紙が一部改正されるとともに、4ページの資料1-3のとおり、関係閣僚会議の議長が有識者会議の構成員等を改めて指名しました。

本有識者会議の目的、構成員等の内容につきましては、特段の変更はございません。

なお、富高委員につきましては、5ページ、資料1-3の構成員名簿のとおり、職名が変更となっております。

報告は以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

(2) これまでの有識者会議のフォローアップについて

○高橋座長 それでは、議題2に移りたいと思います。

議題2は、これまでの有識者会議のフォローアップです。

資料については、資料2-1から資料2-4及び机上配付資料①から④となりますけ

れども、資料も多く、議論も重要な論点に関する内容のため、前回と同様に議題（２）のフォローアップを大きく２つに分け、時間を区切って議論を行いたいと思います。

まずは、資料２－１から資料２－３に基づき、漁業分野における監理支援機関の許可基準、本人意向による転籍などについて議論を行い、次に、資料２－４に基づき、バス・タクシー運転者の日本語能力要件（案）について、議論を分けて行いたいと思います。

まずは、前半の漁業分野における監理支援機関の許可基準及び本人意向による転籍などの議論を行いますが、１０時４５分ぐらいをめどに終了して、次に、後半のバス・タクシーの日本語能力要件（案）について議論に移りたいと思います。

それでは、まず、事務局及び分野所管省庁である水産庁から、資料２－１から資料２－３の説明を順次お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○菱田政策課長 出入国在留管理庁でございます。

議題２、これまでの有識者会議のフォローアップについて説明いたします。

７ページの資料２－１を御覧ください。

本資料は、第８回会議及び前回会議でいただいた御指摘のうち、主なものを整理させていただいたものです。上乘せ基準等について、漁業分野に関する上乘せ基準等に係る第８回会議での主な御指摘を掲載しております。

御指摘の状況につきまして、水産庁から説明をお願いします。

○水産庁 水産庁企画課の今治と申します。よろしくお願いします。

監理支援機関における許可基準について、漁業分野についてでございます。資料２－２でございます。

まず初めに、第８回有識者会議での御意見を踏まえまして、我々、関係漁業団体や制度所管省庁との協議を重ねてまいりました。今回、改めて漁業分野特有の事情に関する説明、さらに漁業分野に設定する基準について御説明をさせていただきます。

まず、漁業分野特有の事情なのですけれども、１としまして、受入れ機関となる漁業経営体についてです。

漁業については、零細な経営体が多い点が挙げられます。受入れ外国人が２名以下の漁業経営体が半分近くを占めている実態がございます。４８％を占めております。また、安全面から配乗する外国人材は全乗組員の半分以下に制限されております。半分以下というのは、日本人と同等かそれ以下ということになっております。また、零細な経営体を受入れ可能な外国人材は、多くて２名程度と予想されているものでございます。これにつきましては、第８回有識者会議において、山脇委員からいただいた御質問の中で回答をさせていただいております。

２の監理支援機関となる漁協についてでございます。

最初の監理支援機関の限定ということですが。海上での作業となる漁業の特性から、安全性の確保のためには漁業を熟知した者であることが求められます。加えて、制度の適切な運用に当たっては、受入れ機関に外国人材を紹介するに当たり、船員職業紹介の許可を取得する必要があります。つまり監理支援機関は漁協等の一部に限定しているものでございまして、他の分野に比べて厳しく運用しているものです。

2番の漁協の特性についてでございます。

漁協は、一般的な事業所や団体に比べ、厳しい監理体制を確保しております。受入れ機関は、当該漁協の傘下組合員に実質上限定している。漁業経営のためには漁協の組合員になる必要がございます。

傘下組合員には住所要件があり、漁協の地区、漁業地区に住所を有している必要があります。また、漁港を核として集落が集中して所在していると、漁協は組合員への経営的な指導を行うなど日頃から目を届かせており、相互理解の上で深い関係があるということになっております。

公的機関が関与、設置許可、指導監督等をしているため、一般的な団体に比べて適正性、健全性が確保されているものと考えております。漁協につきましては、水産業協同組合法に基づいて都道府県が設置許可、監督指導を行っているということになっております。

また、地域を支える組織としても重要な役割を担っております。特に漁村の経済活動を支える支援をしており、地域の実情を熟知していると、これにつきましては、距離的に近接し、組合員の経営内容等もよく理解しているため、厳しい監理体制を確保、これまでの技能実習制度下においても厳しい制限を設けた中で、適正に機能しているものと考えております。これを育成就労制度下でも継続していきたいというふうに思っています。

漁協の職員についてなのですが、漁協の職員は、実務担当は2名以下のところが半数でございます。漁協はメイン業務として早朝から水揚げされた漁獲物を競りにかけるなどの市場業務、あと金融とか保険業務、物品の販売購買を行っているほか、地先漁業権の監理など、また、水産庁が進める「浜の活力再生プラン」と海業など、所得向上に向けた取組の旗振りを行うなど、各種業務がございます。そのため、担当を今以上増やすことには限界がありまして、漁協が条件不利的地域が多く、なかなか新たな人材の確保も困難が伴うことから、標準の要件では零細事業者が多く、季節性の漁業活動の変動にある漁業での運用が困難になるおそれがあるというふうに考えております。

あと、漁業分野における受入れ人数についてなのですが、以上の漁業特有の事情やこれまでの実績も踏まえた上で、監理支援機関が育成就労実施状況に係る監査等を行うに当たっては、受入れ機関、組合員との距離が近いこと、またアクセスがよいこと、あと、日頃の経営的指導等を通じ、受入れ機関、組合員の実情をよく把握し、円滑な監査が行えることから、通常の場合の受入れ機関の対応は十分考えられるという考えで8者を16者としたいと思っております。

一方で、受入れ人数は、漁業では1者2名の受入れを前提として、16者掛ける2の32としたいと考えております。つまり、一方は標準より高い数値としておりますが、もう一方は低い数値としております。これらの数値につきましては、これまで本会議の意見等を踏まえ、漁業団体と協議した結果となります。

10ページでございます。これは読んでいただければ分かると思います。我が国の沿岸部には多くの漁村が点在しておりまして、漁業地区というものが現在2,182か所あり、さらにその下に漁業集落というものがございます。特徴として、密居・列密居な

ど、あと塊密居などが多く、9割を占め、密集して展開していると、また、漁村の漁業活動の根拠地であり、それを支える漁協は全国に852ございます。

なお、組合員の資格要件として住所要件も存在しております。

前のページで説明したとおり、受入れ機関とは距離的に接近し、アクセスの負担が低いこと、また、日頃の経営的指導を通じて受入れ機関の実情をよく把握しており、円滑な指導が行えるものと考えております。

最後に、事前に富高委員から御質問いただきました16者と規定したことについて、監理の質を担保し、支援の内容を低下させない観点から、効率的な具体的な対応方法について、何かあればお示しいただきたいという御質問を受けておりました。これにつきましては、現行の技能実習制度においても監理団体と漁協と組合員が距離的に接近しているといった特性があり、実習を行うに当たって監理団体に求められている業務は効率的、省力化が図られております。

また、出入港の際など、日頃から目配り、心配りなど、コミュニケーションが密にできている環境があり、そのことは受入れ機関が増えても変わらないものです。監理機関の業務については、簡単に説明した以下のとおり、漁業団体からの報告を受けております。

まず、現地での確認なのですが、漁協は漁港付近にあることから、実習場所である漁船との距離が近いこと、設備等の確認をまとめて行うことができている。技能実習生の宿泊施設は漁港の付近にあり、漁協と距離的に近いことから定期的な循環に負担を生じることがない、また、面会報告につきましては、実施日を月に数回決めて、漁協の中の会議室に集めて実施することで効率的に行っていること、あと、対象とする漁業人材を漁協に集めてまとめて実施するなどの工夫を行い、効率化を図っているとの報告を受けておりますので、結論ですけれども、漁協、また働く場所である漁船、技能実習生の居住地が近くにあることで、効果的に業務を回しているということを報告を受けておりますので、この場で説明をさせていただきました。

私からの説明は以上です。

○**菱田政策課長** 続きまして、出入国在留管理庁から、1号特定技能外国人の転職状況について説明いたします。

7ページの資料2-1にお戻りください。

前回会議において、1号特定技能外国人の転職状況につき、地域間異動を伴う転職者の数、離職者のうち、帰国した者の数、他の在留資格へ変更した者の数、他分野へ転職した者の数及び離職者のうち移行ルートごとの数に係るデータの提供を検討するよう、御指摘をいただきました。このうち、地域間異動を伴う転職者の数及び離職者のうち移行ルートごとの数につきまして、資料2-3の参考資料を追加いたしました。

なお、離職者のうち、帰国した者の数、他の在留資格へ変更した者の数、他分野へ転職した者の数につきましては、現在、集計作業中のため、次回お示しさせていただきます予定でございます。

11ページの資料2-3を御覧ください。

次の12ページから29ページは、前回の配付資料と同じものになります。

30ページは、前回会議資料の1号特定技能外国人の転職状況について、佐久間委員からの御要望を受け、特定技能1号に至るルート別に内訳を示した資料となります。技能実習を良好に修了し、特定技能1号に移行した者を技能実習ルート、特定技能評価試験等に合格して特定技能1号になった者を試験等ルートとしております。

表1の表計の欄に記載のとおり、資格取得者に占める転職経験者の割合は、技能実習ルートが20.7%、試験等ルートが25.2%となっております。

31ページから32ページは、是川委員からの御要望を受け、前回会議でお示した1号特定技能外国人の転職経験者について、転職の際の住居地異動を集計したのになります。複数回転職した者が含まれますため、延べ転職者数は9万0,029人になります。

31ページの表1は、延べ転職者数9万0,029人に占める都道府県をまたぐ住居地異動者数を集計したのになります。都道府県をまたぐ住居地異動者数は、5万9,387人であり、延べ転職者数の66%となっております。表2は、都道府県をまたぐ住居地異動者5万9,387人についての都道府県別の転出者数、転入者数を集計したものです。大都市圏として設定しました東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県の8都府県は、いずれも転入超過となっております。

なお、各都道府県に在留する1号特定技能外国人の規模感の御参考として、入管庁ホームページに掲載しております令和7年6月末現在の都道府県別特定産業分野別の特定技能1号在留外国人数の資料を、机上配付資料④として配付させていただいておりますので、併せて御確認ください。

32ページの表3は、延べ転職者数9万0,029人についての各分野の地域間異動状況を、大都市圏間、大都市圏からその他の地域、その他の地域から大都市圏、その他の地域間の4つの区分に分けたのになります。転職に関するデータが抽出できました12分野中、航空分野を除く11分野で大都市圏への転入超過の状況となっております。7ページの資料2-1にお戻りください。

バス・タクシー運転者の日本語能力要件の緩和について、前回会議での主な御指摘を記載しております。主な御指摘を踏まえた対応については、議題2の後半で国土交通省から説明いただきます。

分野別運用方針については、基本方針にのっとり、生産性向上を国内人材確保の具体的な数値を明らかにした上で、受入れの必要性を表す記載にすべき、在籍型出向については慎重な配慮が必要であり、国土交通省は、出向元及び出向先の協定書そのものを確認したほうがよい、また、出向が許容される範囲を明らかにすべきとの御指摘をいただきました。前者については、前回会議でお示した分野別運用方針案を修正しておりますので、議題3において説明いたします。後者については、現在調整中のため、次回会議においてお示しする予定です。

その他の御指摘に対する回答は、机上配付資料①、前回会議の事前質問・意見に対する回答に記載しておりますので、御参照ください。

私からの説明は以上になります。

○高橋座長 ありがとうございました。

それでは、まず、漁業分野と転籍制限期間、この2つについてまとめて質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

なお、机上配付資料の提出意見を基に御発言される場合は、資料番号及び表の項番を言っていただけますと、進行上助かります。

それでは、御質問等があれば、挙手、オンラインで参加されている委員の方は挙手機能でお知らせ願います。

御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。どなたからでもどうぞ、お願いします。

是川委員、どうぞ。

○是川委員 ありがとうございます。

転籍に関する資料のアップデート、どうもありがとうございました。大変貴重な資料だと思います。データ、新しく出たところについてコメントをさせていただければと思います。

まず、今回、ルート別、技能実習ルート及び試験等ルート別の転職経験者の割合というのが出てまいりましたが、今御説明があったように、全体としては試験等ルートのほうが大体10%ポイントぐらい高い、令和3年、4年とか5年あたりまでというのは、10%から12%ぐらいの乖離があると、足元ではまだ令和6年分は3%、2%ポイント超の差ですが、この後それがどうなっていくのかということかと思えます。

大まかな印象としては、技能実習から特定技能に変わるときに事業所が変わっているケースがどれくらいあるかということもありますが、差し当たって特定技能まで来たところで、そこから先で見ると、やはり技能実習ルートから来たほうが転職しづらいという状況は出たのかなと思います。こちらは今後の育成就労制度の制度利用に当たっても、きちんと育成して残ってもらえれば、その後の定着というのはやはり高いんじゃないかということ、具体的な数字とともに雇用者、事業者の方々に認識いただける一つの材料になったのかなというふうに思います。

また、地域間の異動も、やはり都道府県別で見ると、大都市圏というのが転入超過になっているということが予想どおり出たのかなと思います。一方で、業種別に見て、資料2-3参考資料の32ページ、分野別の地域間異動状況というのを見てまいりますと、結構分野により差があるなと思います。介護や飲食料品製造業、外食業といったような都市部にも雇用機会が多いような産業というのは、やはり大都市圏の転入超過の延べ転職者数に占める割合というのは高いのかなと思います。

それ以外のところについては、農業や漁業のように産業が偏在しているものはまた別ですけれども、全体としては1割ぐらい、農業は意外とそういう意味では1割超で高いなという感じはありますが、工業製品製造業とか造船・舶用工業とか、そういったところは1割前後ぐらいというところで、1割弱ぐらいというところであるのかなと、建設もそうですねという状況かなと思います。こういったことも転籍制限の議論をしていく際に具体的な根拠となる重要な数字かなと思った次第です。

あと、数字の評価とは若干離れるのですが、今後の転籍制限の議論で、1点私のほうからお伺いしたいというか、検討する必要があるのかなと思う点といたしまして、転籍

制限をかける関係からバーターで上乗せ基準というのがあるかと思います。また、前回の会議で申しあげましたけれども、外国人雇用全般に係るコストというのは、今後最低賃金も上がっていく中でより厳しくなっていくのかなと、こういうときに、現状、育成就労外国人、特定技能外国人を雇用している事業者というのは中小企業が多いかと思います。

産業・経済界全体の中で見ていったときに、しっかり中小企業が上乗せ基準とかでコストが上乗せになった分というのを価格転嫁していけるような取組みというののもやはり必要かなと思ひまして、今下請け企業がきちんと適正に労働コストなどを価格転嫁できるような取組み、公正取引委員会とか中小企業庁とか厚生労働省もいろいろと指針等を出されているかと思いますが、ここにやはり育成就労等において、上乗せも含めてですが、外国人雇用の適正な上乗せ基準等を含めたそのための費用というものも、しっかり労働コストとして価格に転嫁していけるように、政府としても指導していくというようなことも、もし必要であれば検討が必要なのかなというふうに思った次第です。

以上です。

○高橋座長 最後の御指摘は、コメント、質問、どちらですか。

○是川委員 実際そういった点については、既存の法律とか、様々な方針の中でどのように扱われているかということをお教えいただければということと、必要があればそういったことも検討していくということも、この会議として申しあげておく必要があるのかなという、意見ということになります。

○高橋座長 事務局としてこういったことについてのコスト転嫁については、従来、中小企業のコスト転嫁の考え方の中に含まれているかどうか、含まれていなければ、今後検討する余地があるということ、いかがでしょうか。

○高松参事官 厚生労働省の高松です。

価格転嫁のところの話であります。厚生労働省としては、最低賃金を引き上げるといったところの中で、価格転嫁を適切にして賃金を引き上げていくといったところはあると、先ほど御指摘いただきました中小企業庁等と連携して、パートナーシップ構築宣言だとか、そういったところを進めているところであります。育成就労制度で新たにかかってくるコストといったところについては、これから始まる制度でございますので、これまでのところでは技能実習制度にとどまるわけですけれども、明確にそういった視点まで含めてというよりも、労働コスト全体として転嫁していく、必要なところは転嫁していく、賃金だったり、それ以外の様々負担がありますので、そういったところも含めてということかと思ひます。

その中で、育成就労制度が新たに始まりますので、そういったところも新たに認識して含めていければと思ひます。担当のところとも相談して、今後、御意見を踏まえまして検討していきたいと思ひます。ありがとうございます。

○高橋座長 今後の課題として検討いただくということで、ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 先に発言させていただきます。

事務局の皆様、転籍関係ですけれども、地方からの移住というか、転出転入について、これだけ資料をそろえていただきまして、本当にありがとうございました。

この中で、前回の有識者会議のときにもこの技能実習についての資料を出していたで、そのときにはまだ特定技能というのがコロナ禍もあり、転出転入というのが把握できないということもあったのですけれども、今回こういう資料を頂いて明確になってきたのではないかと思います。特に大都市圏の周辺も含めて転入するところが多くて、一部近畿、これは中部の三重県が入ってしまうのですが、これは三重県なんかでもマイナスになっていると、どちらにしても、大都市圏周辺のところに転入というか、移行したいということが出てきているのではないかなと読み取れます。

そういう中で、育成就労制度については、大都市圏、また、地方圏については3分の1とか、そういう規定があるのですが、特定技能制度については現在ありません。ここもやっぱり特定技能制度についても、職業選択の自由、それから職業紹介とか、そういうのは自由なのかもしれませんけれども、ある一定制限というのを設けていくということも必要ではないかなというふうに考えます。

それから、漁業についても資料、本当にありがとうございました。御説明を賜りまして、もっともだなどは私も思うのですけれども、私のほうでは机上配付資料③の項番13に記載をさせていただきました。我が国における漁業の重要性というのは、本当に私も分かっているところなんです、やっぱり今回スタート時点なんですね。育成就労法施行規則において、告示で定めることはできるということにはできていると思うのです。そのため、まずスタート時点でいろんな業種が分野、それから業務区分において、人数要件というのは非常に厳しいということを知っております。

このところ、私も地方のほうに説明をすることを求められるのですけれども、この人数要件とか転籍とか、すごく注目を浴びているところです。小規模事業者だから、小規模性が強いからということになれば、ここでも書かせていただいたのですけれども、建設の分野なんかも一人親方などがあって、同じように厳しい状況で、緩和してくれないかという声もあります。そのため、漁業がこういうふうに、一方では緩やかに、一方ではきつくなってきていると思うのですけれども、同じように、スタート時点は同じ数字というか、企業規模、人数規模でお願いをしたいなと思います。

特に漁業の場合、沿岸ですとすごく小規模漁業者というのが多いと思いますので、この辺の扱いと分けるとどのぐらい、この32人という規模が網羅できるのかというのが、興味があるところでございます。大体ここで網羅されてしまうのであれば、逆に8者という企業数であれば、半分になったわけですから、20人になったらどのぐらいになるのか、それを出していただければというふうに思います。小規模漁業者というのがどのぐらい網羅できるのか、32人ではなく20人、当初の40人の半分の20人になった場合、どのぐらい網羅できるのかというのもちよっと教えていただければと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございました。

2点おっしゃいましたけれども、特定技能についても制限を設けるべき転籍、これはそう簡単な話じゃないですよ。一応御意見があったということだけ伺っておきますけ

れども。

漁業については、水産庁、現時点でよろしいですか。

○水産庁 水産庁の今治です。

今の御意見をいただきましたけれども、我々ここ1か月で、委員の皆様の意見を踏まえて漁業団体とぎりぎりの調整をしてくれていますので、漁業団体からは、今の標準の要件ではもう漁業ができないと言われているんですよ。漁業ができないと言われているところを我々がそれを容認することはまずできない、漁業ができなくて収入が得られないと言われているところで、それを容認することは我々もできません。だから、そのためにここ1か月間かけてこれだけ資料を準備して、今日御説明させていただいたところなので、それは委員の皆様にも十分御理解いただきたいと思っております。

今の佐久間委員からの意見なんですけれども、我々、育成就労法施行規則45条で特定の分野に限り措置ができるという分野について説明をして設定をお願いしているものでございますので、漁業分野については、特有の事情として海上作業となる漁業の特性から、監理支援機関は安全確保のためには漁業を熟知した者である点、さらに、受入れ機関に外国人を紹介するに当たり、船員紹介を許可した必要性から監理支援機関の対象を限定するようにして、他産業に比べて厳しい運用をしているものでございまして、零細な経営体が多いということのみを事情としているわけではございません。

佐久間委員から事前に質問があったようなことなのですけれども、監理支援機関は沿岸小規模漁業のみを対象とした場合に、やっぱり運用上の現場での混乱を招きかねないということで、我々はそういったことをやるつもりはございません。

水産庁からは以上です。

○高橋座長 20人ならいかがですかというお話がありましたけれども、そこは20人でも基本的には漁業は成り立たないというお考えでよろしいですか。

○水産庁 はい、そのようにお考えいただいて結構ですので、ここは我々としても、一方を上げさせていただきましてけれども、一方は下げているわけですから、その漁業特有の事情というのはこれだけ説明しているわけですから、それは御理解いただかないと、我々ももうこれ以上業界団体にも説明できないし、それ以上にも説明できないということは、御理解いただきたいと思えます。

○高橋座長 御意見分かりました。

佐久間委員、取りあえずお答えいただきました。よろしいですか。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

黒谷委員、どうぞ。

○黒谷委員 私のほうからは、転籍関係の資料のほうの感想を申し述べさせていただきたいと思っております。

これを見ますと、地域間異動とかを見て、やっぱりそうだなと思う面と意外だったなということがありますけれども、とりわけ私の属する農業分野につきましては、もともと転籍が多くて、地方から大都市圏に行っているのは分かっていたのですけれども、これを見ますと、やっぱり農業というのは、農業も3Kの代表の一つと言われておりますけれども、なかなか今の若い人たちも、自営業じゃなくて農業法人という会社経営の法

人に勤めて農業をする、さらに、月給をもらって、給料をもらって農業をしたいという人が増えてきているという中で、ある意味、この1号特定技能外国人の異動というのは、日本人の就業の移行を映す鏡でもあるなというふうに思っているのですけれども、こういうものをきっかけにこういう状態を、外国人だけでなく、日本人も含めて働く現場の就業環境をよくしていくというようなものが、一つのデータとして使えるんじゃないかなと思って、非常にありがたかったと思っております。

あと、今後、次回になると思いますが、他分野への転職した者の数というのも出していただいているのですけれども、これを見ると、やっぱり給料の高いところに行くのかな、賃金の高いところに行くのかな、やっぱり便利なところのほうに行くのかなとか、そういうのもよくそれが映し出されてくると思っていますので、大変だと思っておりますけれども、次回期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

ちょっと話戻りますが、先ほど、佐久間委員が大都市周辺でも異動が結構ある云々とおっしゃったと思うのですけれども、これはどういう趣旨でおっしゃったのですか。その先何をおっしゃりたいというか、結構重要な点だと思うので。

○佐久間委員 ありがとうございます。

地方から地方へ、育成就労制度の場合3分の1というのがありまして、優良企業じゃないとももちろん受け入れられないわけですが、要は、地方に外国人の方々を受け入れたいという企業が多いですから、そこに大都市圏のほうだけに行ってしまうということの危険性というか、その辺を数字上見たかったということです。

この地方圏についても、結構その中でも大きい都市とか、そういうのが実際にはあります。大都市圏に本当は行きたいんだけど、周辺だともうちょっと物価も安いし、給与水準もそれなりに高いということであって、そこに外国人の方がやっぱり集まりやすいのではないかと、その辺の様子を見たかった、お伺ひしたかったということです。

○高橋座長 分かりました。

31ページですか、数字を拝見していて、私も全部きちっと理由が見つけないのですけれども、というか分からない部分が多いのですけれども、例えば、北海道は転出超、かなり大きいですね。茨城県は転出転入、両方ともすごく多いですね。これは正に大都市周辺の一つの典型かなと思って、ちょっと理由を知りたいなというか、中身は何だろうという、非常に疑問に思ったところなのですけれども、いずれにしてもマトリックスでいろいろ調べていただくと事情が分かると思うので、もう少しいろいろ数字を揃えていただいて、今後、この対策をどうしていくかというところも含めて、非常に重要な数字になると思うので、後で皆さんで議論をさせていただければと思います。

ほかに御意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 転籍制限との関係で、今回資料2-3を出していただいて、私のほうも大変実情がよく分かりました。特にこの資料2-3の中での20ページで、特定技能1号の都道府県をまたぐ住居地の異動ということがよく分かりました。確かに、北海道である

とか東北地方、それから四国地方、熊本などを含む九州地方で特定技能外国人労働者が流出傾向にあるということは、私も分かりました。ただ、この数字自体は、令和3年の1月から7年8月までの4年半を通じての数字なので、1年で見たときには、この約4分の1を掛けることになるかと思います。

その数と今日配付いただいた机上配付資料④の各都道府県の今年6月の特定技能外国人数を比べたときに、この転籍制限のない特定技能外国人の人口異動というのが、それほど深刻な大都市圏への流入ということには必ずしもならないのではないかと、日本人の人口異動ということも併せて考えたときに、これを完全に止めるということとはなかなか難しいのではないかというふうに思います。これは転籍制限のない特定技能の場合です。育成就労外国人についても現時点で大都市圏への異動を恐れるということで、転籍制限を2年とする理由、背景事実が果たしてどれぐらい実証的な根拠としてあるんだろうかと、私自身は疑問に思ったところです。

この資料から離れるところではございますが、転籍制限期間に関しては、2年とすることが許容される分野であるかということを検討するに際して、どういう考慮事情を考えるべきかということについて、私も前々回も申し上げたところなのですが、項番1のところ、その分野の人権侵害や法違反がどの程度発生したかということを経験に含めるべきだろうというふうに思っています。

技能実習の見直しという今度の制度改革は、前回の有識者会議の最終報告書が、技能実習制度については、人材育成の観点から原則として転籍ができないことや監理団体による監理が十分でない場合があることが、人権侵害や法違反の背景、原因となっているという指摘があるということを受けて、見直しのために3つ視点を設けて、そのうちの一つに、人権が保護され、労働者としての権利性を高めるということを挙げて、さらにこれを受けた見直しの4つの方向性の一つの中に、人権保護の観点から本人意向の転籍を認めるということを挙げています。ですから、転籍制限を緩和するという方向は、人権侵害や法違反の背景、原因を構造的になくすということから考えられたことなのであって、育成就労制度になってもなお人権侵害や法違反が続くのであれば、特定技能制度とも比較しながら転籍制限期間を短くする方向で制度を見直す必要があるというのは、当然であると思っております。

この点、資料2-3のまとめ、それから分野別運用方針の記載には、地方での人材確保の必要性であるとか育成の必要性という、転籍制限期間を長くする方向での考慮をしているだけなので、制度趣旨からいってもちょっと違うのではないかと考えます。国際的にも批判に耐え得る制度とするためにも、人権侵害や法違反の状況を考慮することを明記すべきではないかと考えます。

あと、机上配付資料③項番25の花山委員の意見に私も同意見で、同一企業での育成に2年間が必須だという分野についても、次の見直しの時期までに、1年間で必須の知識を身につけられるような方法論をどういうふうにつくっていくのかという方向での工夫を求めることも必要と思います。

あと、項番2で記載しましたが、地方から大都市圏への流入を防止するというためには、職場環境の整備、それから地方での生活環境の充実ということが大事なのであって、

そういう意味で、分野所管省庁が自治体や国際協会への地域別協議会への参加を促したり、あるいは、受入れ事業者に対して地域での共生のための取組に積極的に参加することを促すといった取組みも必要と思います。

あと、個別の点については、項番4から6に記載したのですが、これは私だけの一人説かもしれませんが、繊維を含む工業製品製造業については転籍制限期間を2年とするということによって、人権侵害や法違反がなお発生することにならないのか、それから、飲食料品製造業、外食業については、現時点でも転籍制限を2年とする根拠が薄弱ではないかと考えるので、特にこれらの分野は1年で出発するべきと考えております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

ここはまだ従来から御議論があるところで、会議の中でも意見が分かれるところかなと思います。

ほかに。富高委員、どうぞ。

○富高委員 ありがとうございます。

上乘せ基準と転籍制限について意見を申し上げたいと思います。

まず1点、先ほど漁業分野の事前の質問に対して御回答いただき、ありがとうございました。近接している中で効率化しやすい部分もあることは、理解をしたところでございます。ただ、内容的には、展開例ということで、好事例を挙げていただいていると思いますので、全国の漁協でこれをしっかりできているのかチェックしていただき、また、できていないところには指導していただくなど、きめ細やかな対応をしていただくことが必要です。取り組みを横展開をしていただき、支援の質を落とさないようにしていただくことが重要と考えております。

それから、机上配付資料③項番20の農業の上乗せ基準についてでございます。前から申し上げております特定技能制度における労働基準法の準拠について、机上配付資料①の項番36で、特定技能外国人の健康面などの配慮も重要であることから、農業分野の運用要領の別冊で、労働基準法に基づく基準も参考にしながら適切にやっているという回答をいただきました。しかし、農林水産省として準拠することの重要性を認識し、運用要領にも記載していただいているのであれば、特定技能制度の適切な運用という観点からも、育成就労制度と同じく労基法準拠を上乘せ基準とするのがよいのではないかと、改めて申し上げておきたいと思います。

それから、転籍制限の待遇向上について、机上配付資料③の項番16でございます。前回、机上配付資料①の項番31に書いてあるとおり、より高い昇給率を求めることが望ましいため、各データの中で最も高い昇給率を基準とした設定をするべきではないかと申し上げたところです。分野の実情を踏まえて昇給率を設定するというような回答をいただいております、それぞれの実情があるのは私も理解しますし、その実情に応じた取り組み方があることも理解しておりますが、あまりにもその点をおもんばかると、結果的に消極的な対応となり、低い昇給率となってしまうことも懸念されるところでございます。これは制度所管省庁にお願いですが、機構などが把握する育成就労外国人に係る賃金や手当などのデータも踏まえて、より高い昇給率としていくことについて、分

野別協議会や分野所管省庁に対して積極的に働きかけていただくようぜひお願いしたい
と思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

基本的に御意見ということでよろしいかと思うのですが、漁業分野については、
横展開いただくということは、よろしいですね。

○水産庁 はい、分かりました。

○高橋座長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

よろしゅうございますかね。

また、特に転籍のところは、御意見、皆さんあるかと思えますし、議論は分かれています
が、まだこれからも分野別のところでも議論できますので、次の議論に移りたいと
思います。

それでは、資料2-4、バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件（案）について、
分野所管省庁、国土交通省から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○国土交通省 国土交通省旅客課、二瓶と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元資料ですと、資料2-4の33ページ以降でございます。

34ページ、35ページのほうで、前回頂戴した御質問、御意見に対する回答をまと
めてございますので、基本的にはこちらのほうで本日説明をさせていただければという
ふうに思っております。

また、事前説明のときに頂戴した御質問、御意見のうち、修正できる部分については
資料の修正をやっておりますので、お目通しいただければというふうに思っております。

それと、机上配付資料②という形で、これまで頂戴した御質問、御意見に対する回答
というところもまとめてございますので、こちらもお目通しいただければというふうに
思っております。

34ページでございます。

B1未到達のドライバーの単独乗務に関する自治体の協力体制でございます。国土交
通省で協力宣誓書を自治体をお願いするということをやっているところでございますが、
人材・財政面で事業者と自治体を支える恒常的支援体制の構築といったようなところを、
前回御意見頂戴いたしました。こちら私どもで文部科学省とお話しをさせていただいて、
文部科学省のほうで支援措置があるというところでございます。これはバスの分野に限
らず、特定の業種であったり、特定の企業に対する支援ではないというところではござ
いますけれども、地域に暮らす外国人が生活に必要な日本語能力をしっかりと身につけら
れるように、地方公共団体が関係機関と連携しながら行う日本語教育環境の強化のため
の取組、そうしたものによって日本語教育の体制整備を推進していくといったような措
置だというふうに聞いてございます。

また、私ども国土交通省としましても、バス・タクシー会社がやっている好事例であ
るとか、バス・タクシー会社と地方公共団体の連携した取組、そうしたものを事あるご
とに横展開といったようなものをさせていただいたりとか、あと、内閣官房の地方創生

の交付金をはじめとしまして、ほかにも使える支援制度はあると思っております。なので、そういった支援制度の活用に向けまして、事業者と地方公共団体の連携協力をサポートしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、自治体に対する丁寧な聞き取りといったようなところも、前回御指摘頂戴いたしました。これまで私ども、夏の間 nationwide の自治体に対してアンケート調査を行ったところでございます。そのときに未回答でありました離島・半島の自治体に対して照会を行っているところでございまして、11月6日時点での回答というところについて、半島83、離島56から回答があったということでございます。これは離島・半島自治体の大体4割程度から回答を現時点で頂戴しているというところでございまして、この回答をいただいたうちの9割の自治体が、バス路線はできるだけ維持したいといった回答でございました。また、その全ての自治体で担い手対策は必要であるといった回答を頂戴してございます。

一方で、外国人の活用に対して懸念を示す自治体のほうも確かにいたというところがございます。具体的な意見としましては、日本人の採用を目指すべきではないかとか、安全・安心であったり、日本語能力をしっかりと担保すべきだといったようなお話もございましたので、そうした部分については、私どものほうでこれまで御説明してきた様々な措置で担保してまいりたいとも思っておりますし、また、それが漠然とした不安なのか、それとも、もう地元でこういう問題が起きていますというようなところなのかも含めて、アンケート結果を踏まえて、各自治体に丁寧にお声を伺ってまいりたいと考えているところでございます。

一方で、回答のあった離島・半島自治体のうち、大体64%ぐらいがA2.2、いわゆるN4程度でも足りるのではないかとといったような回答も頂戴したところでございます。

2点目に、貸切バスの関係でございまして。前回、貸切バスについても対象を除外とするべきではないかといったような御意見を頂戴いたしましたけれども、こちら私どもでバス協会なりと調整をさせていただいた結果としまして、N4での乗務については、基本的には乗合バスとタクシーに限ると、タクシーについては、これまで御説明差し上げていますとおり、離島・半島での単独乗務は除く形で対応させていただきたいと思っております。

次、35ページでございまして。

新任運転者研修のチェック機能といったようなところについて、しっかり新任運転者研修の中身が身についているかどうか、確認するような仕組みを設けるべきといった御意見を頂戴いたしましたので、その修了証を発行するとか、そういう形で習熟度を確認する仕組みというのは導入してまいりたいと考えているところでございます。ただ、地方のバス協会が行うのか、中央のバス協会が行うのか、細かい運用については、現在、業界団体と調整しているところでございますけれども、繰り返しになりますが、何らかその習熟度をチェックする仕組みというのは、我々導入してまいりたいと考えているところでございます。

最後、国内人材確保・生産性向上のところについて、取組不十分ではないかという御

指摘を頂戴いたしました。確かに、バスの部分について、年間賃金がまだまだ全産業平均まで届いていないとか、そうした実態はございますけれども、人材確保の取組とか生産性向上の取組というのは、しっかり継続してまいりたいと思っております。特に人材確保の取組で申し上げますと、資料にないところで言うと、退職した自衛官とかそうした方を活用させていただいて、即戦力としてドライバーとして活用していくとか、そうした取組をやらせていただいているところでございます。

一方で、目下の課題として、バス・タクシー運転者の減少であるとか、あと、様々離島・半島を中心とした自治体のほうから「運転者不足が課題になっています。」といった声も頂戴しているところでございますので、引き続き、御議論いただければと思っております。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答、意見交換を行いたいと思います。どなたからでも、ありましたらよろしくお願いいたします。

では、私から質問させていただきますが、資料2-4の41ページで、離島・半島ということがここで挙げられており、色分けされていますが、基本的に今回運用対象になるのは、この色分けされている地域ということでよろしいのですよね。

○国土交通省 はい、おっしゃるとおりです。

○高橋座長 今までの議論というのは、基本的に緩和した条件を認めるかどうかというところでの議論ですけれども、実際の運用となると、この地域の中で認めた場合にはその場所で運用されると、その場合には必ず当該自治体と協力宣誓書を取り交わすと、そしてその中で日本語教育であるとか、そういう条件については、協力宣誓書の中で自治体との間で条件を詰めていただくと、そして住民の理解だとかそういうことについても、協力宣誓書の中でうたっていたらと、というか対処していただけたらと、そういうことでよろしいのですよね。

○国土交通省 もちろんその自治体だけではなくて、バス会社のほうとも当然協力しながらということにはなっておりますが、おっしゃるとおりでございます。

○高橋座長 もちろんバス会社が当然主体ですから、バス会社が主体的に動いていただかないといけないわけですが、自治体とも協力していくという体制をきちんと整えるということが大前提だと思いますので、そこは必ずやっていただけたらと、ということではよろしいですね。協力宣誓書を通じてやっていただけたらと。

○国土交通省 はい、対応させていただきます。

○高橋座長 分かりました。ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

富高委員、どうぞ。

○富高委員 ありがとうございます。

日本語能力要件緩和については、机上配付資料③の項番21、22に記載をしております、その中から4点ほど申し上げたいと思っております。これまで申し上げておりますが、やはりまだ国内人材確保などの取組が十分とは言えないと思っておりますので、現時点で日本語能力要件を緩和してもよいとは思えないとの考えに変わりはないです。とりわ

けバス運転手の賃上げの部分は、コロナ前の年間賃金を下回っているような状況でございます。先ほどこれから頑張っていかれるというようなお話もございましたが、資料2-4の49ページでも有効な担い手確保策の1位というのが運転手の賃金アップであると書かれておりますので、やはりこの賃上げが非常に重要になってくると思います。これまでの取組みについては38ページにも書かれているのですが、今後の取組みがあまり見えないので、どのように取り組んでいくか、取組強化や支援策について、今すぐにお示しできないということかもしれませんが、何か考えられていることがあればお伺いしたいと思いますし、ないのであればこの後さらに検討していただきたいと思います。

2点目はお願いですが、前回、末松委員が、現場や住民の理解が重要であり、N4レベルでは不安というような声もあるとおっしゃっていたと思います。現場や住民がどのような不安を抱えているのか、今把握をしていただいていると思いますが、それを定期的に聞いていただき、不安を解消していくことは、今後も丁寧にやっていただきたいと考えております。

それから、3点目ですが、35ページで、新任運転者研修の理解度を図る方法や、日本語サポーターとしての適格性の判断基準について、今後検討していくということだと思いますが、検討してその後どうなったのかが分からないと困ってしまいますので、その内容についてはこの会議に適宜報告をしていただき、必要に応じて改善をしていくスキームをつくる必要があると思っております。

それから、研修の理解度や日本語サポーターの適格性の担保という観点からすれば、事業者判断ではなくて、やはり国土交通省として統一的な試験を設けるなど、明確な基準が必要ではないかと考えますので、そういった仕組みを検討されてはどうかと思います。

最後に、離島・半島において単独乗務を許容した場合のN3取得のインセンティブについて、机上配付資料②の61ページに、日本語学習プランの再提出や、在留手続のデイスインセンティブも想定され、会社も、本人もしかるべき日本語能力を身につける努力をすることになると認識していると回答いただいておりますが、5年間は特定技能制度で在留できる中で、早期にN3を取得していくことにつなげるためには不十分ではないかと思われましたので、意見として申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

御質問と意見とありましたけれども、自治体からも手が挙がっていますので、先にそちらを伺ってからまとめて回答いただければと思います。

まず、鈴鹿市、どうぞ。

○末松委員（代理） 発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。鈴鹿市地域振興部長の高崎でございます。

離島・半島におけるバス運転手の日本語能力要件の緩和につきまして、市長から発言を預かっておりますので、代読をさせていただきたいと思っております。

まず、日本バス協会が実施されましたアンケート結果につきましては、現在も取りまとめ中ということでございますけれども、9月時点の中間集計では、日本語能力はN3

が必要と回答した自治体が最も多く、今回の日本語要件緩和の方向性が自治体の声を十分に反映したものと言えるのか、慎重な検証が必要と考えております。また、回答数から見ても、半島振興法の対象自治体の意見を包括的に聞き取れたと言い切ることは難しいのではないのでしょうか。加えて、このアンケートには、当然ながら、協力宣誓書そのものの在り方を問う設問はなく、現場の実態や懸念が十分に反映されているとは言い難い状況と考えております。

次に、机上配付資料②の56ページでございますけれども、国土交通省からの説明では、協力宣誓書は当該自治体が地域の実情を鑑み、必要と判断する場合に限り使用するという旨が明記されております。また、日本語教育環境の強化につきましては、文部科学省の取組として地域の日本語教育体制の整備を進めていく旨が示されております。しかしながら、そもそも当該自治体にとりまして、協力宣誓書による対応が本当に最適なのか、地域の実情を踏まえているのか、疑問が残ります。

最後に、以上を踏まえまして、国土交通省におかれましては、協力宣誓書の在り方も含め、当該自治体及びバス事業者からの丁寧かつ十分な意見聴取を改めてお願いを申し上げます。住民の安全・安心、そして地域の信頼に直結する極めて重要な論点であるからこそ、拙速な結論ではなく、慎重な御議論を強くお願いを申し上げます。

発言は以上でございます。ありがとうございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、北海道、お願いします。

○鈴木委員（代理） 恐れ入ります。ありがとうございます。北海道庁で外国人材の担当局長をしております内藤と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、知事が公務のため欠席となっておりますので、私のほうから1点御質問をさせていただければと思います。

ページ数でいいますと資料2-4の34ページ、第9回有識者会議でいただいた御指摘、御質問のところの自治体の協力体制の部分の記載について、1点御質問させていただきます。

文部科学省から、地域の日本語教育の体制整備を推進ということで記載をいただいているところですが、現在、実情といたしましては、こちらの予算の部分が十分確保されていないというような状況がございます。この辺の部分をどのように考えておられて、今後どのような対応をされていくのかというのをお知らせいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、御質問と御意見と両方ありましたけれども、まずは、文部科学省、予算についての御質問がありましたけれども、今日はいらっしゃいますか。よろしくお願ひします。

○文部科学省 文部科学省日本語教育課でございます。北海道庁から御質問をいただきました地域の日本語教育の体制整備に関する予算についてでございます。

御指摘のとおり、我々、地方公共団体が日本語教育の体制整備に取り組む際の補助を予算事業として行っているところでございますが、やはりこのところ、外国人の方の

増加に伴ってニーズが増えているということもございまして、申請いただいた額の満額を補助できていないというような状況があり、そこについては様々な自治体から御指摘いただいているところも事実でございます。我々としても、やはりニーズが増えていることに対して引き続きしっかりと支援していくことが必要だと思っておりますので、来年度概算要求においてもそうした事業の増額要求をしているところでございまして、予算の獲得に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

文部科学省からは以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それから、国土交通省ですが、1つ、まずは賃金ですが、今後支援についてどういうふうに取り組んでいかれるのかと、これをまずお答えいただければと思います。

○国土交通省 ありがとうございます。

私どもバスの業界、タクシーの業界、それぞれ賃上げのルールというか、運賃設定のルールというのがしっかり決まっていますのですけれども、その運賃、設定のルールというものを柔軟にできるように、これまで見直しというものはしてまいりました。結果として、様々これまでも取組みはなされているところではあるのですけれども、今後どういった形で、賃上げをまだやっていない会社であったりとか、ブロックであったりとか、ございますので、そうしたところに対しても働きかけをしていくとか、ちょっと様々できることを考えて取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋座長 ありがとうございます。

それから、それ以外の富高委員のコメントというか、御要望については、お答えいただく方向で検討をお願いしたいと思います。ここはもう、取りあえず回答は結構です。

それから、鈴鹿市から御意見ありましたけれども、いかがでしょう。私どもとしては、やっぱり自治体が、あるいは住民の方を代表する自治体として非常に心配しておられる、疑問を持っておられるということだとすると、なかなかこの会議でそこを無視してというか、そこを置いて、はい結構ですというふうには言えない状況だと思いますので、引き続き自治体からのヒアリング等を含めて、もう少し状況を調査していただいて、それから協力宣誓書の在り方についても御検討いただくということで、国土交通省、御努力いただけることでよろしいですかね。

○国土交通省 正に鈴鹿市を含めて自治体の声をよく聞かせていただきたいと思いますのであります。

○高橋座長 分かりました。では、そこは引き続き検討いただくということでお願いしたいと思います。

ほかに御意見のある方。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

日本語に関する意見については、私は従前から変わらないのですけれども、日本語能力がN4程度ということで、一抹の不安感というのがあります。そこで、1年間ぐらい検証をしていただいて、それで問題がなければ導入ということも進めていただければと思うのです。まず、これだけ皆様方からの御意見もある中で、不安感というのは払拭で

きないところだと思います。何卒その辺はお願いしたいと思うのですが、資料を賜りまして拝見いたしますと、資料2-4の46、47ページですが、日本語教育の専門家、それから道路交通の専門家、外国人就労の専門家並びに弁護士及び行政書士より、入国時は日本語能力A2.2のレベルでも構わないという意見が掲載されています。これは記載の仕方なのかもしれませんが、弁護士、行政書士、各種専門家は、ちゃんとこの離島・半島のバスに乗っていらっしゃるのか、それもちよっと不安感があるということと、あとは、49ページのところに、これも取りまとめの仕方なのかもしれませんが、有効な担い手の確保策というのがあって、運転手の賃金アップとか、こういうのはもちろんだと思うのですが、外国人運転手の活用というのも挙げられています。31件で比率的にはちょっと少ないかなと。

その次のページ、50ページのほうに、外国人の活用についてどう思うかというのがあるのですが、必要な対策だ、やむを得ない雇用対策だ、あるべき方向性だ、有効な雇用対策だということで、もう全部受け入れるような感じの質問の記載になっています。その他の中にあるのですけれども、まず例えば住民の意見を聞いてみるとか、そういう項目、また日本人の採用を目指すのが前提だとか、こういう項目がもう既に選択肢として入っているのだったら分かるのですけれども、何かこう外国人の活用が前提となるような質問になってしまっていますので、その辺もこれから行政にも聞いていただく、自治体に聞いていただくのに、こういう意見というのをも率直にお願いをしたいと思います。

以上です。

○高橋座長 分かりました。

バス・タクシー、特にバスについてはすさまじい人手不足で、減便が相次ぐとか、住民の足がなくなるとかという実態も多々伺っておりますので、条件がそろそろころであればできるだけ認めるべきかなとは思っているのですが、ただ、当事者の自治体ないしは住民の不安とかというものが払拭できないというか、そここのところが一つ大きな重要な要素だと思うので、そこをクリアするべく、ここを会議としても努力しないといけないのかなと思うので、引き続き議論させていただければと思います。

ほかに、違う観点で御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

是川委員、どうぞ。

○是川委員 確認ですけれども、今仮に原案でN4でオーケーという話になった場合というのは、地域との協力宣誓書、これがなければ営業できないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。言い換えると、要するに、地方自治体に拒否権があるような立てつけになっているのかどうかという点について、お伺いできればと思います。

○高橋座長 そうですね、先ほど、鈴鹿市もちょっとそこが違うかなというような御発言があったかと思うので、そこは国土交通省、いかがですか。

○国土交通省 我々としては、まずはN4にレベルを下げるときには、基本的には日本語サポーターというものを同乗させるというのが大前提でございます。ただ、離島・半島に限っては、日本語サポーターというものなしでN4の外国人の単独乗車ということになるので、自治体と協力体制を組んでいただくであるとか、あとは様々ICT機器の活用により一つの緊急時の対応をしっかりと確保するであるとか、そういった形での運用を

考えてございますので、必ずその自治体に協力宣誓書を作っていたいただかなければならないというものではないです。

○是川委員 ありがとうございます。

そうしますと、要するに、自治体の負担ということについては自治体の選択というか、裁量があるという理解になるのかと思いますが、それでよろしいということでしょうか。

○国土交通省 そういう認識でございます。

○是川委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、ちょっと感想というか、この議論の整理として、不安に 대응するという点で非常に重要だと思うのと同時に、これまでの議論を振り返ってても、40ページの資料のところがございますように、何を満たしているのかという議論というのは幾つかステップがあるのかなというふうに思っておりました。こちらの資料にあるように、いわゆる安全基準という点においては、運転免許制度等において担保されているという理解、そういう意味でいうと、何か基準以下の安全水準のものが路線バスとして提供されるわけじゃないということは、こちらで御説明いただいているのかなと思います。

この一番下の行にありますマニュアル以上の接遇能力というところですが、ここに関しては、イレギュラー事象への対応などを書いてありますが、一応私の理解としては、災害時等についても、もちろん非常に微に入り細に入ったような丁寧な接遇というのではないかもしれない、カンファタブルではないかもしれないけれども、しかし安全基準という点においては、そこは満たされているという点については、ちょっと改めてそういう理解でよろしいかということを確認させていただければと思います。

その上で、自治体のほうでどれくらいの日本語能力を求めるかというところのアンケート調査の、一応こちら資料2-4の50ページにありましたけれども、回答した離島・半島の自治体のうち、約64%はN4程度で足りると回答ということで、そうではないところが4割近くあるとはいえ、さはさりながら、一応意見としては分かれているということかと思えます。そういう意味でいいますと、先ほど申し上げた安全基準に関わらないところでの不安といったようなある種のマインド、利用者として使いたいと思うかどうかと、それは同じ基準のものであってもより快適なサービスを提供してくれるバスに乗りたいたいなことであれば、確かに4割の自治体は使わないよということなのかなと、そういうことであれば、そこは選択として使わない自治体が多ければ、これは経済活動ですので、基本的にここで認めたからといって、逆にバス会社に必ず運行しろと命じるわけにいくものではありませんので、結局、利用者が見込めなければバスの路線は廃止しますということも、経営上の判断としては十分あるのかなと思っておりますので、そこについてあまり規制を全部かけて、そこで国として全部何かサービスの最終的な提供までを含めて担保できるような状況ではもちろんありませんので、ある程度幾つかの経済活動の自由としての選択肢、あと、自治体としても協力宣誓書を交わすかどうかという裁量、また、最終的には利用者が使うかどうかというところについては、安全基準という点においてしっかり満たされているのであれば、ある程度そこは実際の市場に任せるしかないという考え方もあるのかなと思った次第です。

すみません、ちょっと長くなりましたが、以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

議論を整理していただいたと思います。いずれにしても、そういった点も含めて議論を整理して、最後結論を出さないといけないと思いますので、引き続き、検討をお願いしたいと思います。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(3) 特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成について

○高橋座長 それでは、続いて、議題3に入りたいと思います。

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成についてです。

資料は、資料3及び机上配付資料になりますが、資料3のうち、各分野の分野別運用方針について(案)は、机上に紙で配付してあります。お手元に確認いただきたいと思いますが、これについては、前回と同様に調整中の内容でありますので、当分の間は非公表とさせていただきたいと思います。お取扱いは注意いただきたいと思います。

それでは、資料3について、事務局から説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○菱田政策課長 出入国在留管理庁でございます。

議題3、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成について説明します。机上配付としております分野別運用方針について(案)を御覧ください。

前回会議で非公表資料といたしました分野別運用方針について(案)からの修正点について、見え消しにてお示ししております。

主な修正点について、順に説明いたします。

1つ目でございます。前回会議において、山川座長代理から基本方針にのっとり生産性向上、国内人材確保の具体的な数値を明らかにした上で受入れの必要性を表す記載にすべきとの御指摘をいただきまして、これを受けて山川座長代理に御相談の上、その御指導の下、分野所管省庁に修正を依頼させていただきました。ここではビルクリーニング分野を例に説明させていただきます。分野別運用方針について(案)の10ページを御覧ください。

具体的には、第1の2の(2)のところの生産性向上や国内人材確保のための取組等のア、生産性向上のための取組及びイ、国内人材確保のための取組について、これまでの有識者会議の資料に基づき、可能な限り定量的な数値の記載をお願いしたほか、(3)受入れの必要性について、ア、生産性向上のための取組及びイ、国内人材確保のための取組に掲げた取組を行ってもなお生じる人手不足に対し、外国人材を受け入れることが必要不可欠であることを説明する記載を追記させていただいております。

この中で、精査中としている箇所につきましては、受入れ見込数をお示しする段階において、積算根拠となる数値が記載されることとなります。

次に、1ページを御覧ください。

介護分野におきましては、2の(2)のア、処遇改善という形で、従来独立した項目となっておりましたが、今回、記載内容を2ページのイ、国内人材確保のための取組において記載することとしまして、全分野において、2(2)の項立ては、ア、生産性向上のための取組及びイ、国内人材確保のための取組に揃えております。

続いて、2つ目でございますが、上乘せ基準に関する修正について説明いたします。

8ページを御覧ください。

介護分野について、育成就労実施者の上乗せ基準である当該事業所を運営する法人について、研修体制、相談体制等のサポート体制が確保されていることの内容を具体化しております。

続きまして、98ページを御覧ください。

こちらは、自動車運送業分野について、先ほど、国土交通省から説明のございましたとおり、これは堀内委員及び清田委員の御指摘を踏まえまして、貸切バスを対象外とする修正でございます。

116ページを御覧ください。

物流倉庫分野について、堀内委員の御指摘を踏まえ、入庫管理等の機能を持つシステムを利活用することのほか、システムの機能を拡充させる機器又はシステムの利活用を継続して行うこととするなどの上乘せ基準案を追記しております。

138ページを御覧ください。

こちらは、漁業分野について、監理支援機関の許可基準について、先ほど水産庁から御説明いただいた内容を反映させております。

最後になりますが、前回会議におきまして、堀内委員から特定技能2号評価試験の質を分野横断的に確認することが必要ではないかとの御指摘をいただきました。おっしゃるとおり、特定技能2号評価試験は、分野ごとに合格率に差がございますけれども、この点につきましては、専門家会議において特定技能2号評価試験を含めて、既存試験については合格率を含めた実施状況をお示ししながら、各試験の適正性を御確認をいただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答を行いたいと思います。どなたからでもお願いしたいと思います。

御案内のとおり、ここはもう今日を含めてこれから議論しなくちゃいけない部分なので、今日で終わりということではないので、どうぞ御自由におっしゃっていただいて、答えが出ない部分は宿題として残していただいて、検討いただくということになりますので。

富田委員、どうぞ。

○富田委員 先ほど、市川委員が一人説かもおっしゃったのですけれども、私も、以前意見したとおり、少なくとも外食業分野、飲食料品製造業分野、工業製品製造業分野については、転籍制限2年というのが本当に必要なのかなというところは感じております。外食業分野や飲食料品製造業分野では、アルバイトの学生がたくさん働いていたり、特定技能の試験を受けてすぐに、他分野から来た人が問題なく働いています。

工業製品製造業分野はすごく広いので、確かに工場での危険な作業が多いところがあるのは分かるのですけれども、果たしてそれは全分野なのかというところが疑問がございます。介護の転籍が参考になるなと思いました。昇給さえ決めておけば2年間の転籍制限を使えるかという、それは事業者ごとに事情が全然違うはずなのに、2年間の育

成の必要性というのが何も記載されないまま、昇給さえ書けば2年間転籍制限できるというのが、ほかのほとんどの分野。一方で、介護を見ると、上乗せ要件として1年を超える転籍制限を設定する育成就労事業者は、育成就労キャリア支援プランを作成するものと記載されている。このプランをしっかりと作れて、かつ必要性について、事業者ごとに、具体的に2年間育成する必要性をいわずにいけなければいけないはず。たとえば、外食業で挙げられている、前段の接客やメニューは、最近は多くの店で機械化されているので本当に必要なと思います。後段の医療福祉、給食製造においてははというところは理解もできるのですが、結局、最終的には事業者ごとだと思います。その必要性というのを、我が社は2年必要で、2年間かけてこんなふうに育て上げるんですということを書いていただいたほうがいいのかなと思いました。

現在の技能実習計画についても、1年ごとの計画を出して、その1年の内容すら守られていないんじゃないかなといつも思っています。育成就労も恐らく1年ごとに在留期間の更新申請をすることになると思います。そうすると、結局1年間の育成就労の計画と賃金を上げますということだけで、この分野に関してはどこの業者であっても2年間の転籍制限が許されるということになると、ここに書いてあるような事業ごとの必要性ということと矛盾するように思います。

○高橋座長 そこは事務局はどういう整理ですか。

○菱田政策課長 最後の点だと思うのですが、技能実習の世界では、これは1年ごとというところがございますけれども、今回は育成就労計画、3年間というところで策定いただきまして、富田委員おっしゃるとおり、各分野2年としたところであっても、自分たちのところは1年でしっかりと育成できますといった事業者はあるんだと思います。そういったところについては、今回、制度上は1年を選択することができるようになっておりまして、他方で、業界団体と御相談していただいて分野全体を見たときに2年間の必要があるという整理をされている分野においては、やはりそこのところの御判断は、私どもの制度所管としては尊重させていただきたく、あとは個々の分野のお考えということになると考えております。

○高橋座長 よろしいですか。

○富田委員 賃金を上げる以外に、介護分野のように、転籍制限を設定する育成就労実施者は、育成キャリア作成プランというか、この2年間がなぜ必要なのかみたいなことを上乗せにするということは難しいですか。

○高橋座長 お願いします。

○高松参事官 厚生労働省の高松です。

介護のところの上乗せ基準、他分野と確かに違う形になっております。そこは各分野ごとでどういう上乗せをするかというところは、分野ごとの特性に応じて定めるということになっていまして、介護のところの一つ他の分野と違う点が、待遇向上策が介護報酬を財源にしているところがありますので、なかなか他の分野と同じように定めることができないというところもあって、今、介護報酬の処遇改善加算を取っているといったところを付けております。それと併せてちゃんと人を育てていって賃金を上げていくといったところまで計画するといったようなプランというのが他と違って付いているとい

う状況でございます。他のところと違う点はそういう趣旨でございます。それぞれの分野で言いますと、そこまで載っていないというところでもあります。そういった点は御理解いただければと思います。介護分野、そういう御理解でいいですよ。ありがとうございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

花山委員、どうぞ。

○花山委員 ありがとうございます。

今、転籍制限のお話が出ましたので、私のほうからも机上配付資料③項番25で上げさせていただきました。市川委員からも引用していただきましたけれども、激変緩和措置のほかに必要な知識、技能を修得するために2年間必要なんだというようなことが案に書かれていますけれども、これは1年にしていくために技能修得できる体制、どういうふうに持っていくのかということ、やはり2年にする分野にはお示しいただきたいなど、今後でも結構ですけれども、案とかあるいは考えがあれば、各分野ごとにお聞かせいただきたいということがあります。

それと、転籍制限に関しまして、項番28ですか、建設分野では日本語能力の修得に一定の期間が必要だと書いてありますが、これはどの分野でも多分一緒だと思うのですね。書くとしたら、やはりその分野に必要な要件を書いていたかかないと、なかなか2年と言われても納得できないところがあるというところでは。

以上になります。

○高橋座長 ありがとうございます。

ここは考え方だと思いますので、事務局としてはいかがですか。技能修得1年にするためにどうするのかと、ここは、そもそも経過措置という考え方なので、いずれ1年になってしまうので、1年で修得してもらおうようにせざるを得ないということかなと思うのですが、どの業種も基本的には例外なく1年になりますよと、ただ、どうしても2年を続けたいのであれば、それなりの理由が必要ですよという考え方なのか、そこを私も伺いますが、整理の仕方をお願いします。

○菱田政策課長 花山委員から御指摘いただきましたとおり、これまで事務局のほうで御説明しておりますこの施行後3年をめどとして見直すことも、例えばそういうことも含めて、その見直しについて今説明をさせていただいているところなのですけれども、その見直しまでには当然、1年を目指すというふうにされておりますので、1年に向けて各分野とも検討していただくということになるかと考えております。事前に各分野の検討状況、私のほうで若干確認させていただきましたけれども、施行後の状況を見ながら、その1年に向けてまた考えていかれるというような御意見でございましたので、各分野それぞれお考えは様々あるようでございますけれども、見ている方向は1年に向けてということよろしいかと思っております。

○高橋座長 よろしいですかね。

ほかにございますでしょうか。

山脇委員、どうぞ。

○山脇委員 ありがとうございます。

机上配付資料③の項番35番についてお伺いしたいと思います。

対象の記載は分野別運用方針について（案）の61ページと63ページです。

この造船・船用工業分野については、特定技能制度及び育成就労制度において、巡回確認機関というものが上乘せ基準の中で位置づけられています。この巡回確認機関というものが、職場における特定技能外国人や育成就労外国人の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成について確認を行う、そういう仕組みが提案されています。これまでこの会議で分野別協議会の在り方ですとか、あるいは各分野の上乗せ基準の遵守の実効性の在り方というのが重要なテーマとして検討されてきたと思います。

その関係で、これはほかの分野の参考にもなる情報だと思うので、造船・船用工業分野において検討されている巡回確認機関というものが、具体的にどのような機関がどのような体制、人員、予算等で実施するのかを明らかにしていただければと思います。つまり、新たに機関を創設するのか、そうではなくて、既存の機関に業務委託するということを想定しているのか、業務委託するのだとすれば誰が委託するのか、国土交通省から委託するのか協議会から委託するのか、何名くらいの規模でどのような者で構成され、どのような知見を有する機関なのか、また、巡回確認業務に当然お金がかかるとは思いますが、巡回確認業務に必要な経費はどのように賄うのか、誰が費用を負担するのかといったことについて明らかにしていただければと思います。

たしかこれまでの会議でも造船・船用工業分野は、分野別協議会における巡回指導等は結構実効的に機能しているというデータだったと思いますので、ほかの分野にとっても参考になるとは思います。ですので、今申し上げたような情報について明らかにしていただければありがたいと思います。お願いします。

○高橋座長 国土交通省、いかがでしょうか。

○国土交通省 国土交通省海事局の赤井と申します。よろしくお願ひいたします。

今回、巡回確認機関ということで上乘せ基準に記載をさせていただきました。これは造船分野は高所の作業が多いですとか、溶接によって火花が飛ぶとか、結構危険な作業が伴いますので、これまで国が、国土交通省が業務委託をするという形でもって、これまでもずっと巡回確認ということでさせていただいております。これは日本海事協会という機関に委託をしております。ここはもともと基準をつくったり、それから船舶を専門とした船を検査するような機関であったり、いろんな設計の承認をしたり、そういう船の専門的な機関ということもありまして、造船分野ではよく周知をされている機関です。なのでどんな作業をされているのか、どういったところに危険があるのか、そういった知見を広く有していますので、長らく国が今まで予算要求して、予算を確保して業務委託という形で巡回確認をさせていただいております。

今回、技能実習から育成就労に制度が替わるということもありますので、今回改めて育成就労も、それから特定技能も、両方しっかりと労働安全、衛生という観点でしっかり見る必要があるということで、業務委託ということで何となく秘密裏にということか、こっそりやっていたみたいな感じになっていきますけれども、ちゃんと分野別運用方針の中に明示をさせていただこうということで、今回明記をしました。

それで、これまでは予算要求させていただいていたということもあるのですが、実情、造船業の対象とする事業者がどんどん増えておりまして、予算要求だけでやろうとすると、実効性が担保できなくなっているのも事実でございます。予算が削られて、そうすると、巡回できる件数が減ってきますので、持続可能性がないということなので、今回巡回確認機関というのを記載して、その運営費についても申請料という形で徴収をするような形で実施できればということを考えております。

以上です。

○山脇委員 ありがとうございます。

最後におっしゃった申請料というものは、恐らく事業者から徴収するということだと思うのですが、それは1社当たり、あるいは1名当たり幾らぐらいが想定されている価格なのでしょうか。

○国土交通省 それは今ちょうど試算をしているような形でして、年間の対象者数が1,800ぐらいあるんですけれども、そのうち年間400件から500件ぐらい巡回確認を行っております。その規模を維持しようとする、結構それなりに人件費とかかかっておりまして、実際、日本海事協会では4、50人体制でやっておりますので、それを年間を通して400件、500件と日程調整をして、特に地方に多いので、交通費とか、1日2日どうしてもかかってしまうということもあって、それなりにかかります。実際、今までは国の予算の中だけでやっていたのですが、ちゃんとした形でやろうとすると、年に何回、年というか、定期的に行く、3年に1回とか4年に1回とかという形にしようとする、どれぐらいかかると今試算をしているところですので、お示しできる機会があればお示ししたいと思います。

すみません、以上です。

○山脇委員 ありがとうございます。

お示ししていただける機会があればということでしたけれども、これは事業者が納得する数字でないと、あるいはちゃんと払える負担額の数字でないと、多分制度は回らないかと思っておりますので、なるべく早めに試算結果を教えてくださいたいと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

富高委員、どうぞ。

○富高委員 ありがとうございます。

各分野に共通する話ですが、国内人材確保のための取組の記載について、安全衛生対策や、処遇改善の取組や成果の記載がない分野が多いと感じたところでございます。この会議の中では、各分野の国内人材確保の取組の資料として、女性、高齢者等の就業促進、処遇改善、安全衛生対策の3点の取組について出させていただいたと思います。そういった点をきちんと明記していくべきではないかと思っておりますので、その点、申し上げておきます。

それから、前回山脇委員から在籍型出向について御意見がありました。基本方針に具体的に記載されている内容を拡大解釈されないように、きちんと具体的に分野別運用方針に記載していくべきだと思います。今後少し具体的なお話もさせていただきたいと思います。

すが、意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○高橋座長 まず、人材確保、3点について、各分野で確認いただくというのは、これはもう事務局、よろしいですね。

○菱田政策課長 そのようにさせていただきます。今回、冒頭申し上げましたけれども、分野所管省庁において、可能な範囲で定量的な記載を行っていただくようお願いして今回資料を作成しました。その上で、御指摘の3点の取組について、漏れがないよう記載できないか、分野所管省庁と相談させていただきます。

○高橋座長 それから、在籍型出向については拡大解釈の余地のないようにということで、これも書きぶりはいずれ相談するとしても、方針としてはそういうことで問題ないですよ。

○菱田政策課長 御指摘を踏まえて検討させていただきます。どのように拡大解釈がされないようにしていくのかというところを、記載ぶりも含めてまた相談させていただきます。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ある方はいらっしゃいますか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 申し訳ございません、1点、事務局、これは出入国在留管理庁のほうがいいかもしれませんが、次回以降にこの分野別運用方針、各分野について、受入れ見込数等も見ていくと思うのですけれども、この考え方なのですけれども、例えば、介護について受入れ見込数、分野別運用方針の2ページに記載をされております。介護分野全体の受入れ見込数、イでは1号特定技能外国人、それから、ウでは育成就労外国人ということで介護全体の受入れ見込数というのがあって、ほかに在留資格の関係もあります。ですから、そこの数字を見ていくのか、また、イとウを合計したものがアで見ていくのか、それともう一点は、現状のこの受入れしたいなという数字と、最大限のことが書かれるかもしれないのですけれども、それでもまた一つの部分としては、3年後、5年後、中期的ぐらいに市場が成長するのではということでの受入れ見込数を記載しようとしているのか、そちらの観点を教えていただきたいと思います。

○高橋座長 書き方について、現時点で事務局として言えるところまでお願いします。

○菱田政策課長 今いただいた受入れ見込数の考え方について、次回こちらで整理した上で説明させていただきたいと考えております。

○高橋座長 今後、議論していくことにはなると思うので。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、本日も様々な御議論をいただきました。今後、議論の中心は分野別運用方針本文案とはなりますけれども、まだ幾つか論点が残っています。事務局は宿題等を整理した上で、引き続き、次回以降の会議において対応をお願いしたいと思います。

それでは、本日の会議はここまでとします。次回以降の会議の進め方ですけれども、本日の会議と同様に、これまでの会議のフォローアップ及び各分野の分野別運用方針について（案）の議論を進めていきたいと思います。また、有識者会議としての意見取り

まとめに向けた作業にも入っていきたいと思いますので、引き続き事務局も準備をお願いするとともに、皆様にも御協力をお願いしたいと思います。

次回の日程及び今後のスケジュールなどについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回の開催予定について御説明いたします。

第11回会議につきましては、12月上旬を予定しておりますが、詳細は追って御連絡いたします。事前説明の日程等についても、追って調整させていただきます。

事務局からは以上です。

○高橋座長 何か御質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

3 閉 会

○高橋座長 それでは、これをもちまして第10回会議を終了いたします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。

以上